

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程 新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">                     庁 中 一 般                      出 先 機 関                      学校以外の教育機関  <hr/> <hr/> </p> <p>第 1 条 ~ 第 4 条 (略)</p> <p>(車賃)</p> <p>第 5 条 条例第 1 8 条第 1 項に規定する知事が定める額は<u>2 7 円</u>とする。</p> <p>以下略</p>	<p style="text-align: center;">                     庁 中 一 般                      出 先 機 関                      学校以外の教育機関                      体育施設管理事務所                      武 道 館  <hr/> <hr/> </p> <p>第 1 条 ~ 第 4 条 (略)</p> <p>(車賃)</p> <p>第 5 条 条例第 1 8 条第 1 項に規定する知事が定める額は<u>2 5 円</u>とする。</p> <p>以下略</p>